

第 28 回 赤平市農業委員会総会会議録

- 1 令和元年10月31日（木）第28回赤平市農業委員会を3階議会委員会室において開催した。
- 2 会議の応招委員は下記のとおり。

中村 英昭	中西 幸一
橋本 勉	吉本 政史
養田 武士	鈴木 要助
田村 元一	高橋 ノリ子
伊藤 修	池松 洋一
吉野 猛光	

- 3 本委員会に参与として出席される者は下記のとおり。

事務局長 若狭 正	係 長	相原 良治
主 事 横山 千鶴子		

- 4 本委員会の書記は下記のとおり。

係 長	相原 良治
主 事	横山 千鶴子

- 5 本会議の案件は下記のとおり。

報告第56号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議案第148号 農用地移動適正化あっせん事業に係る申出について

議案第149号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

- 6 本日の欠席委員は右記のとおり。 なし

- 7 議事内容

開会宣言	午後4時00分	閉会宣言	午後5時10分
------	---------	------	---------

第 28 回 赤平市農業委員会議事録

事務局 定刻となりましたので、ただ今より 第28回 赤平市農業委員会総会を開会いたします。
はじめに会長より挨拶をお願い致します。

会長挨拶

事務局 本日の欠席者はおりません。

出席委員は11人で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
それでは、以降の議事の進行は、中村会長にお願いいたします。

議 長 ただいまより、議事に入ります。日程第1の議事録署名委員2名を選出したいのですが、こちらから指名をさせていただきますが、よろしいでしょうか。

全 員 よろしいです。

議 長 それでは、こちらから指名いたします。

議事録署名委員を 3番養田委員・6番吉野委員両氏にお願いしたいが異議ありませんか。

全 員 異議なし

議 長 それでは、議事録署名委員を両氏に決定いたします。

ただいまより審議にはいります。日程第2の報告第56号をお願いします。

事務局 報告第56号 農地法第3条の3第1項の規定による届出がありましたので報告いたします。

権利を取得した者の住所は「 市 番 号 氏」

権利に係る土地の所在は 市 町 番 の1筆で地目は畑で面積は m²であります。

前所有者は住所が「 市 町 番地 氏」であります。

氏が亡くなりまして、息子さんの 氏が相続されました。

権利を取得した日は平成31年2月8日であります。

議 長 このことについて報告でした。

何かありませんか。

吉野委員 ここは、誰か借りていましたか。

事務局 伊藤委員が賃貸しています。

吉野委員 わかりました。

議 長 他に何かありませんか。

全 員 ありません。

議 長 報告第56号は報告済とします。引き続き、日程第3の議案148号についてお願いします。

事務局 議案第148号 農用地移動適正化あっせん事業に係る申し出についてです。

次のとおり農用地移動適正化あっせん事業による土地譲渡に関して申出がありましたので、譲受希望者のあっせんをお願いいたします。

所有者の住所が「 市 町 番地 氏」であります。

土地の所在は 市 町 番 の他9筆で、公簿・現況・利用状況とも田で面積が m²であります。

地番 はいち部は土地改良区となっております。あっせんが成立した場合は土地改良区へ報告致します。

氏は地番 を平成 年に生前贈与を受けておりました。贈与の猶予制度を継続して
いましたがこの度、猶予を打ち切り、税の確定をしてあっせんの申し出となりました。

又、父親の 氏は経営移譲年金受給者であります。

1年以内に第3者に経営移譲のやりなおしを行い、相手要件が60歳未満、国年1号者又は、農地所有適格法人に譲渡した場合は経営移譲年金は継続して受給できます。

第3者移譲の場合複数に譲渡することは可能ですが、どちらも相手要件を満たしていないければ受給は停止となり、老齢年金のみの受給となります。

地番 は砂利採取で一時転用をしていますので、あっせんには含まれません。

図面は次ページのとおりです。

議 長 このことについて現地確認をしていますので中西委員お願いします。

中西委員 17日に地区委員で現地確認をしてきました。写真をご確認下さい。

地番　　は土地改良区に一部入っています。　　の現況はのり面となっています。

地番　　の道路から山方面は水が絶えず染み出している状態で、　　は今年暗渠を入れたとのことですが、角は水が溜まっています。　　はがけ崩れで農地が埋まるので側溝を作ったので、面積がその分減ったという報告を　氏が平成　年　月に事務局にしています。以上です。

議長　中西委員の報告でしたが何かありませんか。

高橋委員　　が現況がのり面という事で、あっせんではその分の面積を除くということですか。

事務局　田や畑について毎年農業者さんが、ほ場毎の作付の耕地図を農政課に提出しています。

田畠さんの　　は耕地図に上がっていませんので面積に含まれません。

高橋委員　わかりました。

鈴木委員　氏が生前贈与の猶予を継続せず今回のあっせんに至った理由はわかりますか。

事務局　4, 5年前から農地の売買について相談を受けていました。健康上からですが、生前贈与の猶予を受けている事もあり頑張って耕作を続けて来ましたが、奥さんも体調を崩されたりしてこの度決断したそうです。

鈴木委員　わかりました。

議長　他にありませんか。

全員　ありません。

議長　何もなければ決定してよろしいですか。

全員　よろしいです。

議長　議案第148号は原案どおり決定されました。

事務局　はい、議長。

議長　事務局なにがありますか。

事務局　明日の朝、FAXで情報を流し11月8日金曜日の午後5時まで公募の受付を行います。

あっせん委員会の開催日については総会の最後に地区委員の方に決めて頂きます。

議長　それではあっせん委員会の開催日について、早めの方が良いかと思いますが、地区委員の方いかがですか。

中西委員　12日（火）の午後5時過ぎはいかがですか。

地区委員　よろしいです。

議長　12日（火）に決まりましたが、関係者の都合もあるかと思いますので、事務局で調整をお願いします。

事務局　わかりました。

議長　続きまして、日程第4議案第149号についてお願いします。

事務局　議案第149号農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、赤平市長より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。

記として、利用権の設定を受ける者の住所が「　市　町　番地　　氏」

利用権の設定をする者の住所が「　市　町　番地　　氏」

利用権の設定に係る土地の所在は、　市　町　番　の　の他4筆で公簿が宅地・現況が田が1筆で面積が　m²、公簿・現況とも田が1筆で面積が　m²、公簿・現況とも畑が3筆で面積が　m²であります。

始期は令和元年11月1日から令和4年10月31日までの3カ年であります。

利用権の種類は賃貸借で利用権の内容は田と畑であります。賃貸借料は反あたり田が　円、畑が　円であります。図面は次ページのとおりです。調査書のとおり全て満たすと考えます。

議長　このことについて地区委員の中西委員より報告をお願いします。

中西委員　ここも地区委員で現地確認をしました。　　は山側で下のほ場とはかなり高低差があります。

特別問題はありませんでした。

議長　このことについて、何かありませんか。

鈴木委員　氏ですが、共和の角山開発近くには場があり昨年皆さんで不作付け農地の確認したと思います。そこはどのようになっていますか。

田村委員　今回の届出があり、本人に確認したところ来年は手をつけるということでした。

鈴木委員　わかりました。

議長　他にありませんか。

橋本委員　賃貸借もあっせんの譲受希望で手を上げた時も、所有の農地がきちんと管理が出来ているか確認が必要だと感じました。

議長　農地の所有者が高齢となって農地の利用権や所有権の異動が増えていく中で、やはり農業委員会として

現地の確認が重要になってきてると思います。お忙しい中だとは思いますが事務局より連絡があった場合は地区委員の皆さん宜しくお願ひ致します。他にありませんか。

全 員 ありません。

議 長 何もなければ決定してよろしいですか。

全 員 よろしいです。

議 長 議案第149号は原案どおり決定されました。議案は全て終わりましたのでその他を事務局よりお願ひします。
事務局 活動記録、8月・9月分を集めます。

相談会と理事者との意見交換会についてです。相談会については11月の広報に掲載されます。昨年相談会に来た方で、その後連絡がない方や今年5月に文書を出した方で連絡がない方に再度案内します。

11月13日午後1時30分に市役所3階第2会議にお集まり下さい。

相談会は午後2時から3時までです。その後理事者との意見交換会となります。

もうひとつは、配布しました「人・農地プラン」についてです。

以前より地区毎で支店等に集まって頂き行っていました。来年度からは農業委員会も主体となって行うべきものと位置づけされました。各種補助事業等にも関わってきます。

「農地の譲渡所得の特別控除」の資料です。2千万控除を活用するためには農地利用改善団体の整備が必要となります。1千5百万控除の場合は仕組みが異なり、買入協議等があります。

どちらも資料をお読み下さい。

議 長 相談会等宜しくお願ひ致します。理事者との意見交換会については昨年と同じく、事務局に内容を文書にしてもらいます。人・農地プランについては又話し合う機会を設けたいと思います。

譲渡所得の特別控除に関しても農政課や関係機関と連携しなければなりません。

農業者が不利益にならない活動も農業委員会の役割ですので又話し合って行きたいと思います。

これらのことについて何かありませんか。

全 員 ありません。

議 長 全体で何かありませんか。

全 員 ありません。

事務局 第28回農業委員会総会を終了致します。

以上、てん末を記し相違なき事を証するためここに署名する。

1 中村 英昭

3 養田 武士

6 吉野 猛光